

(別紙)

	御意見	御意見に対する考え方
1	「生年月日」欄の削除を御検討ください	生年月日の記載については、本人確認に用いる情報の一つとして、統合の対象となる現行の身分証明書の様式の全てで記載を求めているものです。今回新たに定める身分証明書の様式（以下「統合様式」という。）は、これらの身分証明書の様式を統合するものであることから、同様に記載を求めることとしたものです。
2	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式において生年月日が必要となっているが、権限内容を示す書類として生年月日の必要性が理解できない。不要であれば削除し、削除できないのであれば必要な理由を示してほしい。	同上
3	省令案にある身分証明書の様式ですが、「〇年〇月〇日限り有効」となっており、1日限りの有効と見間違えるため、運転免許証のように「〇年〇月〇日まで有効」としたほうが間違えることもないと思います。	「〇月〇日限り」との表記については、統合の対象となる現行の様式の多くで用いられているものであり、誤解のおそれはないと考えます。
4	交付日の下段『 年 月 日限り有効』を『 年 月 日まで有効』とする	同上
5	「年 月 日限り有効」を削除する	有効期限の記載については、身分証明書を適切に管理する観点から、統合の対象となる現行の様式の多くで記載を求めているものです。今回の統合様式は、これらの様式を統合するものであることから、同様に記載を求めることとしています。なお、有効期限までの期間については、各地方公共団体において合理的な範囲で決めていただくことが可能です。

6	<p>立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式において押印が必要となっているが、他様式のように押印の廃止等の見直しの検討を行った結果と考えてよいのか。また、検討を行ったのであれば考え方をご教示願いたい。</p>	<p>御指摘の押印の見直しについては、国民や事業者が行政手続を行う際の負担軽減の観点から行われたものです。一方、身分証明書への発行者（都道府県知事等）の押印については、当該証明書の真正性の担保の観点から、統合の対象となる現行の身分証明書の様式の全てで引き続き押印を求めているものです。今回の統合様式は、これらの身分証明書の様式を統合するものであることから、同様に押印を求めることとしたものです。</p>
7	<p>偽造・変造され悪用されては問題があるものであるので、公務所又は公務員の印章が存在する事について、賛成である。</p>	<p>同上</p>
8	<p>「該当の有無」欄(及び備考3)を削除し、法令の条項のみ記載することとしては いかがか。</p>	<p>「該当の有無」の欄については、各発行主体ごとに列挙する法令を統一しつつ、身分証明書を保有する個々の職員ごとに権限の有無を記載できるよう、「環境衛生監視員証を定める省令」（昭和52年厚生省令第1号）等も参考にしつつ、設けることとしたものです。</p>
9	<p>各様式について、見開きの身分証でも運用できるよう、備考1の用紙1枚制限について、複数葉にわたる場合には綴じる旨の記載とすることはできないか</p>	<p>今回の統合様式については、真正性の担保の観点から、用紙1枚で作成するとの制限を設けています。用紙や文字の大きさを調整することで、用紙1枚で作成することは可能と考えています。</p>
10	<p>別記様式の備考1に「この証明書は、用紙1枚で作成することとする。」とあるが、例えば、電子媒体で発行し、職員個人のスマホ等にPDF等で表示することは可能か。（電子媒体での所持は、法で求める身分証の「携帯」に含まれるか。）</p>	<p>今回の統合様式については「用紙1枚で作成する」こととしているため、電子媒体で発行することは認められません。なお、現行の身分証明証の様式に記載のある参照条文については、統合様式に記載を要しないこととし、事業者から提示を求められた場合には、あらかじめ統合様式に記載した参照条文を提示する方法のほか、電子媒体に表示した参照条文を提示することも含めて各地方公共団体において適当と考える方法により対応いただくこととしました。</p>

11	<p>別記様式の備考2に「法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。」とあるが、ここでいう法令の条項とは、大気汚染防止法であれば、第22条第1項又は同条第3項のいずれを記載すべきか。</p>	<p>「法令の条項」欄には、身分証明書を携帯する者が立入検査等を行う職権を有する根拠となる法令の条項を記載することとしています。御質問の大気汚染防止法については、第26条第1項です。</p>
12	<p>表の上段（都道府県知事（市町村長・区長）印 より上の部分）を表面、 表の下段（この証明書を携帯する者は… より下の部分）を裏面とする。 （これに合わせて、備考欄の表現も適宜修正する。）</p>	<p>御指摘を踏まえ、列挙する法令の数が少ない場合にも様式中央の罫線以下の部分を裏面に記載することが可能であることを明確にするため、様式中に新たに第1面（現在の省令案における様式中央罫線以上の部分）と第2面（現在の省令案における様式中央罫線以下の部分）を規定した上で、備考第4項について「記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。」と修正します。</p>
13	<p>（備考欄）に、サイズ(大きさ)を明記(追記)していただきたい。</p>	<p>今回の統合様式のサイズについては、発行される身分証明書ごとに列挙する法令の数が大きく異なると考えられることから、一律に定めることとせず、各地方公共団体において合理的な範囲で自由に決めていただくこととしたものです。</p>
14	<p>本県では、医療法第25条の身分証も交付されている。 このような厚生労働省が所管する法律関係も取り入れることができるようにできないか。</p>	<p>今回の統合様式は、地方分権に係る「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）において、地方公共団体の提案に基づき、環境省所管法令（他府省との共管法令を含む。）で定められている立入検査に係る身分証明書について、様式の規格の統一化等を検討した上で必要な措置を講ずることとされたことを踏まえ、当該身分証明書について、統合様式を用いることができることとしたものです。頂いた御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>